

廿日市市筏津地区公共施設再編事業 競争的対話での質疑に対する回答(追加)

令和2年2月5日公表

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
1	要求水準書	16	第2 4 施設の開館時間及び休館日	<p>年末年始以外は原則開館となっておりますが、設備や備品のメンテナンスのため、月1回程度は休館日を設けることは可能でしょうか。あるいは、年末年始の休館日を開館とし、その振替として別の日を休館日に充てることは可能でしょうか。</p>	<p>要求水準書P. 16表中に記載のとおり、メンテナンス等による休館を可能としています。施設の長寿命化等の考え方や利用者の利便性を考慮し、適切な頻度をご提案ください。</p> <p>また、ご質問のような年末年始を開館する提案も可能です。その振替の休館は妨げませんが、利用者の利便性等を考慮しつつ、適切な提案をお願いします。</p> <p>なお、具体については市と事業者の協議により決定することとしています。</p>
2	要求水準書	67	第10 8 (4) ウ 利用児童について	<p>小学生のみ対象となっております、対象年齢を引き下げ、幼児も対象とすることは可能でしょうか。</p>	<p>要求水準書の当該項目は、放課後児童クラブに関するものですので、未就学児は対象になりません。従いまして、ご質問の未就学児を対象とするものについては、市からの補助対象となる放課後児童クラブではありませんので、要求水準書P. 67の民設民営型のイメージの「独立採算部分」に該当するものであれば、自主事業分として提案してください。</p> <p>また、これ以外の運営を想定している場合には、こういった仕組みでどのような運営を行うのか、本施設における設置効果や法的な整理も含めて独自提案としてください。</p>
3	別紙資料 料金設定の考え方	-	-	<p>モデルプランの料金設定は、廿日市市大野体育館等設置及び管理条例よりも高めに設定されていますが、本事業における料金設定の考え方としては、モデルプランを参考に事業者が提案し、既存の料金設定より高い設定をしても問題ないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>料金の設定については、事業者において作成されたプランにおいて、別紙資料料金設定の考え方に基づいた料金を設定してください。</p> <p>結果として、既存あるいはモデルプランにおける料金より高くなったとしても差し支えありません。</p>